

5 (2) 自動車税・軽自動車税の減免の対象となる障害者の範囲

障害区分		自動車税・軽自動車税（環境性能割）		（参考）軽自動車税（種別割）（例 ※2）		
		本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合	本人が運転する場合	生計を一にする者又は障害者を常時介護する者が運転する場合	
身体障害者	視覚障害	1 級 ～ 5 級		1 級～3 級までの各級及び4 級の1		
	聴覚障害	2 級 及 び 3 級				
	平衡機能障害	3 級 及 び 5 級		3 級		
	音声・言語機能障害	3 級		3 級 (咽頭摘出)	該 当 な し	
	肢 体 不 自 由	上 肢	1 級 及 び 2 級		1 級、2 級の1 及び2 級の2	
		下 肢	1 級～6 級	1 級 ～ 3 級	1 級～6 級	1 級、2 級又は3 級の1
		体 幹	1 級～3 級 及び5 級	1 級 ～ 3 級	1 級～3 級 及び5 級	1 級 ～ 3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1 級 及 び 2 級		1 級 及 び 2 級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	
		移動	1 級～6 級	1 級～3 級	1 級～6 級	1 級・2 級又は3 級のうち両下肢に障害のあるもの
	心臓機能障害	1 級 及 び 3 級				
	腎臓機能障害	1 級 及 び 3 級				
	呼吸器機能障害	1 級 及 び 3 級				
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級 及 び 3 級				
	小腸の機能障害	1 級 及 び 3 級				
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級 ～ 3 級				
肝臓機能障害	1 級 ～ 3 級					
知的障害者	療育手帳Aの方又はBのうち小学校未就学の方		療 育 手 帳 A			
精神障害者	手帳の等級が1 級の方		手帳の等級が1 級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方			

(※1) 上記は、令和4年10月1日現在

(※2) 各市町村によって範囲が異なるので、代表例を示したもの